

議案第 161 号

伊賀市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり伊賀市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、同項後段において準用する同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定を取り消す郵便局の名称
古山郵便局、阿波郵便局及び矢持郵便局
- 2 取消年月日
令和 8 年 1 月 1 日